

議員派遣結果報告書

1	名 称	新議員・新任議会事務局長・職員研修会
2	場 所	三朝町 溪泉閣
3	期 間	令和4年5月23日（月）
4	内容・成果	令和4年度新議員・新任議会事務局長・職員を対象とした研修。 <内容> 講義：「会議の諸原則と議会運営の基礎知識」 講師：谷口玲子氏（鳥取県町村議会議長会参事） I 議会と組織について ①「地方公共団体には、法律の定めるところによりその議事機関として議会を設置する。」（日本国憲法93条） ②住民の代表として町村政の方向を決定する権限（地方自治法96） ③議員の権限と義務 ④議員の資格 ・兼職禁止（地方自治法92） ・兼業禁止（地方自治法92の2） ⑤議員平等の原則 ⑥議会事務局（地方自治法138） II 議会の会議 ①定例会・臨時会（地方自治法102） ②委員会の役割（地方自治法109） ③全員協議会の役割（地方自治法100⑫） III 会議の諸原則と議会運営 ①議事公開の原則（地方自治法115①） 例外として秘密会がある ②定足数の原則（地方自治法113） 合議体の意思決定に必要な最小限度の出席議員数 ③発言自由の原則 制約を受けることなく自由になし得る ④議案の提出・修正・撤回 ⑤一議事一議題の原則 一議案ごとに議題とする ⑥一時不再議の原則（会規15）

		同一会期中に一度議決された事件については再び審議をしない ⑦質疑 議題の事件について疑義を質すために行う発言 ⑧討論 質疑終了後に賛成か反対かの自己の意見表明 ⑨動議 会議の進行や手続きに関しなされる単純な提議 ⑩表決における原則 過半数議決の原則（地方自治法 116） 可とする方を諮る原則（会規 81①） ⑪表決の方法 ・簡易表決 ・起立による表決 ・投票による表決 ⑫質問 一般事務について報告や説明を求め、疑問を質すこと ・一般質問 ・緊急質問 ⑬公聴会・参考人制度（地方自治法 115 の 2①②） ⑬除斥（地方自治法 117） ⑭規律と懲罰（地方自治法 132, 133, 134 会規 102, 110） ・戒告 ・陳謝 ・出席停止 ・除名 ⑮会期不継続の原則（地方自治法 119） 会期中に議決に至らなかった事件は当該会期とともに消滅し、後会に継続しない IV 議案審議の着眼点 ①条例案審議の着眼点 ②予算審議の着眼点 ③決算審査の着眼点 V 議会と長の関係 ①再議（地方自治法 176①～③） ②不信任議決と解散（地方自治法 178） ③専決処分（地方自治法 179, 180） 議会が成立しないとき、議会を招集する時間的余裕がないときなど <成果> 議員必携に照らし合わせながら、用語や、法的根拠について知識を得た。
--	--	---

提出期限 令和 4 年 5 月 3 1 日（火）まで